

仕 様 書

島根労働局

1 委託件名

令和7年度物品等の運送業務委託契約

2 目的

島根労働局において取り扱う物品及びこれに付随する物品等の運送を委託し、当局の指定する受取人に遅滞なく、かつ完全なる状態をもって運送すること。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 集荷場所

- ① 島根労働局総務部総務課及び各課室（松江市向島町134番10松江地方合同庁舎5階）
- ② 当局所管の島根県下各労働基準監督署及び公共職業安定所（駐在事務所、出張所を含む）
- ③ 当局が指定する業者（当局から送付状を支給された業者）等
ただし、島根県内に限る

5 集荷時間

当局の開庁日（土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く日）の午後3時00分以降、午後5時15分までとする。

6 運送業務区分

料金区分は、発送地域、取り扱う物品等のサイズ及び重さごととし以下のとおりとする。

なお、発送地域は、別紙「令和7年度予定数量一覧表」のとおりとする。

60サイズ・・・3辺合計 60cm以内、重さ 2kg以内
80サイズ・・・3辺合計 80cm以内、重さ 5kg以内
100サイズ・・・3辺合計100cm以内、重さ10kg以内
120サイズ・・・3辺合計120cm以内、重さ15kg以内
140サイズ・・・3辺合計140cm以内、重さ20kg以内

160サイズ・・・3辺合計160cm以内、重さ25kg以内

170サイズ・・・3辺合計170cm以内、重さ25kg以内

7 予定数量

契約期間中に予定される取扱数量は、別紙「令和7年度予定数量一覧表」のとおりとする。

なお、予定数量については、令和6年度（1～3月分については令和5年度）の実績を参考に積算を行ったものであり、本契約における発送数量を約するものではない。

8 物品等の配達期限

原則、委託した日から距離等を考慮のうえ、翌日（県内）～3日（県外）以内とする。

ただし、天災、地変等受託者の責に帰しがたい事由でやむをえないものと認められるときはこの限りではない。

9 送付状の作成

受託者は、当局の指定する受取人の住所等が印字された送付状を作成することとする。

10 留意事項

- (1) 委託した物品等を受取人に引き渡すときは、確認及び引き渡し票に受領印をうけ、授受の完了を明確にすること。なお、引き渡し票は、当局の提出指示に応じられるよう保管しておくこと。
- (2) 宛先、運賃、個数等を明記した受領書（任意様式）を、毎月単位で発行すること。
- (3) 原則全ての運送は本仕様書規定のサイズ区分で行うこととし、それ以外の区分で運送しようとする場合は事前に別途協議すること。
- (4) 契約の締結日は、令和7年度予算成立を確認し、令和7年4月1日以降とする。